

第2回 下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会

議事概要

○開催日時： 令和2年1月10日（金）15：00～16：45

○出席委員： 長岡座長、佐藤委員、高橋委員、小泉委員、佐野委員、奥野委員、酒井委員

○議 事： 委員からの主な意見は以下のとおり。

【改正ガイドライン素案 第1章について】

- (1) スtockマネジメント計画は、修繕、改築を行うための計画であり、維持管理計画についても記載すべき。
- (2) 包括的民間委託の導入によって事後保全型から予防保全型へ移行できるという効果も考えられ、現行ガイドライン（p33）にある「保全形式の違いによる管路施設の維持管理費の推移イメージ」を含めて、予防保全型管理の実現という効果について記載すべき。
- (3) p11にある導入効果については、管路管理を実施する上での人・モノ・カネの課題との関係が分かるように記載すべき。
- (4) 地域によって、地元企業の有無、関係性が異なるという実態があろうが、管路管理を担うことができるよう地元企業が育つこととあわせて、管路管理が魅力ある産業であると打ち出すことで企業とともに産業が持続していく方向性について記載することを検討すべき。

【改正ガイドライン素案 第2章について】

- (5) 「2.2 現況把握」にある下水道事業全体の把握及び管路管理の現状把握については、実例を踏まえて具体的な記載とすべき（分析方法の明記等）。
- (6) p23にある「②仕様発注について」が、仕様発注ありきの内容となっているため、表現を工夫すべき。
- (7) 業務のパッケージ化については、様々な事例が増えてきていることから、標準的な対象業務の範囲を明確化せず、記載すべき。
- (8) 導入検討にあたり、契約内容により民間事業者への支払時期や金額が異なることから、支払条件の検討において留意すべき内容を記載すべき。
- (9) コスト縮減効果については、現状管路管理をできていない地方公共団体が新たに管路管理を実施した場合に費用だけをみると純増となるため、コスト縮減効果の算出方法・考え方について整理して記載すべき。
- (10) 導入の意思決定については、地方公共団体内、議会、地元企業との調整まで含まれるため、その内容が把握できるよう記載すべき。

【改正ガイドライン素案 第3章について】

- (11) 公告から契約締結までの各期間は、地方公共団体で定められた条例や基準に則り設定する必要があることを記載すべき。また、民間事業者側は共同企業体の構成に時間を要するので、公告から参加応募までの期間は民間事業者の負担がかからないように設定するよう記載すべき。
- (12) p36にある主な流れに、資料（下水道台帳等）の閲覧、現地確認についても記載すべき。

【改正ガイドライン素案 第4章について】

- (13) 地方自治法の規定にあわせて、監督、検査という用語を使用し、性能発注要素を含む管理指標を定める場合について、履行監視・評価という用語を使用しているが、理解しやすい表現となるようにすべき。
- (14) p50にある契約変更の場合として、民間事業者の創意工夫に関する場合もあると考えられ、具体的な事例を踏まえて記載すべき。
- (15) p9にある維持管理マネジメントサイクルをまわすことが、p51にある次期に向けた検討に反映できると考えられる。

【第3回 検討会について】

- (16) 令和2年2月27日に開催する。